

プロジェクト リース

項目 第 485 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 485 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 23 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

表示及び注記について

（使用権資産の表示に関する意見）

2. 財務諸表利用者の視点では、有形固定資産または無形固定資産において使用権資産として区分して表示する方法の方が、使用権資産全体の額を容易に把握可能でリースを採用している企業間の比較可能性や有形固定資産等明細表との一貫性の観点から優れていると考えるため、利用者から見た有用性の観点からは当該方法であり、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の表示科目に含めて表示する方法は、IFRS 任意適用企業で採用されているとする観点から採用する方法と考える。これら 2 つの表示方法の選択適用を認めることに異論はない。
3. これまでオペレーティング・リースに分類されていたリースの資産及び負債が計上されることとなり、提示されている 2 つの方法がいずれの方法を選択した場合でも、有形固定資産合計と無形固定資産合計が比較可能である点において、リースを採用している企業間の比較可能性が高まり、利用者により有用な情報を提供することとなると考える。

（開示目的に照らした追加の開示に関する意見）

4. 結論の背景で、定められた注記以外であっても開示目的に照らして注記する情報の例を示すこととした理由を記載している箇所について、事務局の文案では、注記する情報の例が限定列挙で示されている印象を与えてしまうため、文案の見直しを検討頂きたい。
5. 開示目的に照らして重要性に乏しいときに注記しないことが認められている場合の重要性と、開示目的に照らし重要性があると判断した情報を注記する場合の重要性は異なる

意味であると考えられる。IFRS 第 16 号においては、追加の開示は特殊な取引が存在する場合等に行われることが記載されており、その視点の記載を考慮してほしい。

(短期リース及び少額資産のリースに係る費用の開示に関する意見)

6. IFRS 第 16 号の適用事例を踏まえると、少額資産に係るリース費用がリースの総コストに占める割合は、大半は 1%程度で、多くても数%程度であるため、少額資産のリースに係る費用の開示を求めないとしても国際的な会計基準との整合性の観点から支障はないと考えられるため、少額資産のリースに係る費用の開示を求めないとする事務局提案に賛成する。
7. ストラクチャリングという観点で短期リースに係る費用を開示すべきことは理解できるが、作成者が当該開示を行うことの趣旨が理解できるように、結論の背景にその必要性を記載していただきたい。
8. 少額資産のリースに係る費用の開示を求めないこととの関係で、リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額の注記について、少額資産のリースを当該注記に含める必要がないという取扱いを設けることを検討すべきと考える。

セール・アンド・リースバックについて

9. リースバックにより、売手である借手が、資産からもたらされる経済的利益のほとんどすべてを享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生じるコストのほとんどすべてを負担することとなる場合、売手である借手による資産の譲渡は売却に該当しないと判断する取扱いを定める事務局提案について、次の理由により賛成する。
 - (1) 使用权モデルでは、原資産とリースバックによる使用权資産は別の資産であるとの捉え方があると考えるため、米国会計基準に近い処理の方が、不整合が少ないと考えられる。
 - (2) リースバックの有無にかかわらず、原資産の売却が成立する中で、リースバックされる使用权資産が、売却前の原資産とほとんど同じであれば、買戻しも同然であり、売却処理すべきではないと考えられる。
 - (3) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)に定めや他の会計基準等のみでは、売却の成立を判断することが難しいとされる場合もあると考えられる。

- (4) 現行のセール・アンド・リースバックの定めがうまく機能していないとの意見も聞かれていないため、現行と類似の要件を残すことで会計基準の移行のしやすさのメリットもあると考える。
- (5) 日本公認会計士協会 会計制度委員会第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の改正も比較的容易になる。
10. 米国会計基準の会計モデルを選択する理由が結論の背景で理路整然と整理されており、有用な情報を提供することにつながると考えられるため、事務局の提案に賛成する。
11. 資産の譲渡対価が明らかに時価ではない場合又はリース料が明らかに市場のレートではない場合の取扱いについて、「明らかに」の判断にあたって、財務諸表作成者と監査人との間で議論となる可能性が懸念されるため、限定的な場合を想定されることが理解できることが望ましい。
12. リースバックがファイナンス・リースに分類される場合に資産の譲渡が売却に該当しないと判断する取扱いの記載は、収益認識会計基準等で売却に該当する場合の定め例外を定めているものであるため、収益認識会計基準等で売却に該当する場合の定め直後に記載するなど、適用指針の文案の記載の工夫が必要であると考ええる。

サブリース取引について

13. 中間的な貸手の処理に関して、適用指針本文では、ヘッドリースにおける支払リース料について、発生時又はこれを支払う義務を負うこととなった時点のいずれか遅い時点で損益を計上し、また、サブリースにおける受取リース料について発生時又はこれを受け取る権利が生じた時点のいずれか遅い時点で損益に計上するとしているが、結論の背景では、支払リース料について支払う義務を負うこととなった時点について、受取リース料については受け取る権利が生じた時点についてのみ記載されている。この点について適用指針本文における記載と結論の背景の記載を、結論の背景の記載に合わせる方が明確で分かりやすいため、適用指針本文の修文を検討頂きたい。

IFRS 第 16 号における設例の取扱い（リースの識別 — 資産の稼働能力部分）につい

て

14. ガスタンクの設例に変更することに賛成するが、光ケーブルは数えられる点でガスタンクとは違う論点を含めることができる点で設例として残す意義もあると考える。ただし、事務局の現在の提案に反対するものではない。

以 上